

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

- 大学分科会
大学設置基準等の改正について（平成 26 年 6 月 23 日）・・・・・・・・・・ 3

- 関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

「...」

「...」

「...」

「...」



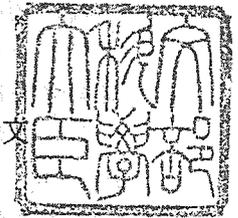
26文科高第259号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

平成26年6月23日

文部科学大臣 下村 博



(理由)

グローバル化の進展を背景に、高等教育においても、国境を越えた学生の流動性が年々拡大している。これに対応するため、各大学においては、留学の促進のための取組や海外の大学との連携による国際的な教育プログラムの開発等の取組が進められている。こうした大学の国際化のための取組を踏まえ、我が国の大学等（大学院、短期大学、専門職大学院を含む。）と外国の大学等の間における組織的・継続的な教育連携関係の構築を促進し、一つの大学では提供できない高度で質の高い教育機会の提供を可能とするとともに、日本人学生が海外の大学等で学修したり外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりする機会を拡大するため、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して教育課程を編成することができる仕組み等を構築する必要がある。

このため、別紙のとおり、大学設置基準等の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱

第一 大学設置基準の改正

一 国際連携学科の設置

我が国の大学が外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができることとすること。ただし、国際連携学科のみを設けることはできないこととすること。

二 国際連携学科の定員

国際連携学科の定員は、当該学科を設ける大学の学部の定員の内数2割を上限として定めるものとする。ただし、1つの学部に複数の国際連携学科を設ける場合には、それらの国際連携学科の定員の合計が当該学部の定員の2割を超えないものとする。

三 国際連携教育課程の編成

我が国の大学は、国際連携学科において、連携する外国の大学（以下「連携外国大学」という。）と文部科学大臣が別に定める事項について協議を行った上で、連携外国大学が開設する授業科目を我が国の大学の教育課程の一部とみなし、当該連携外国大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

四 国際連携教育課程に係る単位の認定

我が国の大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、我が国の大学の国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

五 共同開設科目

我が国の大学は、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができるものとする。また、当該授業科目（以下「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、所定の範囲で、我が国の大学又は連携外国大学のいずれかで修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学における最低修得単位数に達するまでは、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

六 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携学科に係る卒業の要件は、それぞれの大学において当該国際連携教育課程の授業科目の履修により所定の単位数以上を修得するものとする。

七 国際連携学科に係る専任教員数

国際連携学科が置かれる学部の専任教員の数は、学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数のほか、国際連携学科ごとに1人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。また、国際連携学科の教員は、当該学科が置かれる学部の他の学科の教員の兼任を認めることとすること。

八 国際連携学科に係る施設及び設備

我が国の大学は、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該大学の他の施設及び設備を共用することができることとすること。

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 その他

一 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

《要綱の趣旨》

二 医学等を履修する課程に係る措置

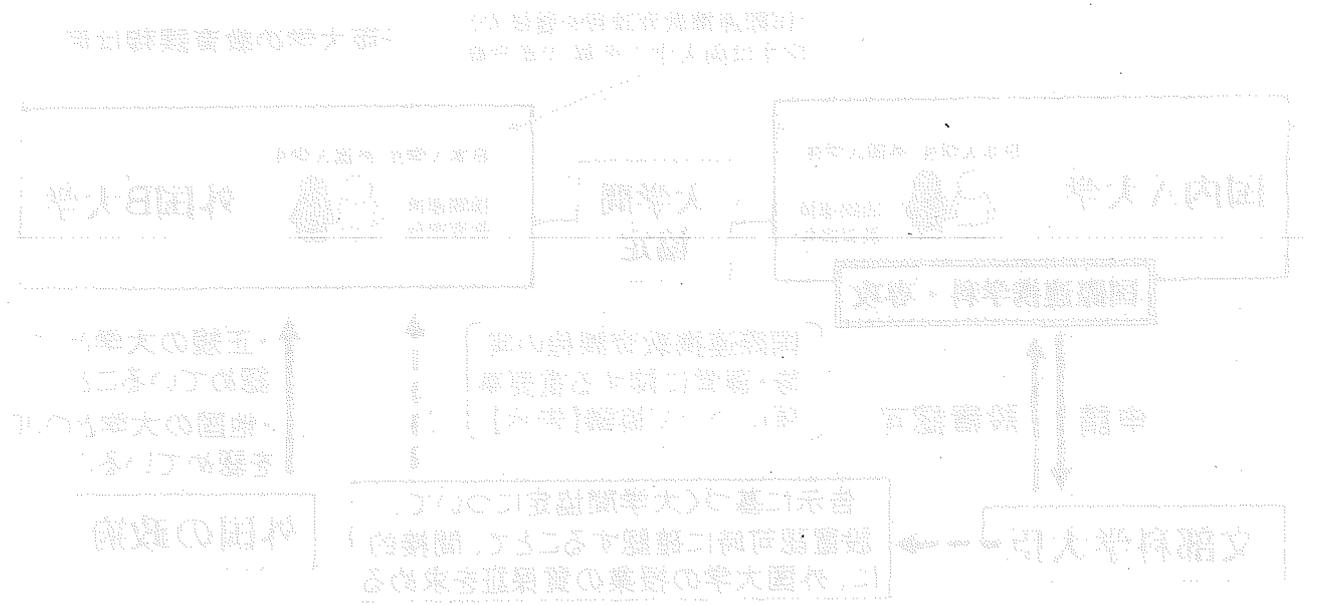
医学、歯学、薬学（臨床に係る実践的能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）及び獣医学を履修する学士の課程については、上記第一の措置は行わないこととする。

三 その他の規定の整備

- 1 大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準について、上記第一の大学設置基準と同様の措置を行うため、所要の規定の整備を行うこと。ただし、専門職大学院のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程については、上記第一と同様の措置を行わないこととする。
- 2 学位の種類及び分野の変更等に関する基準その他の所要の規定の整備を行うこと。

大学設置法改正の趣旨と関係する大学設置基準の改正

《各部分の整理》



本資料は、文部科学省の「大学設置法改正の趣旨と関係する大学設置基準の改正」に基づき作成されたものである。詳細については、文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp）を参照されたい。

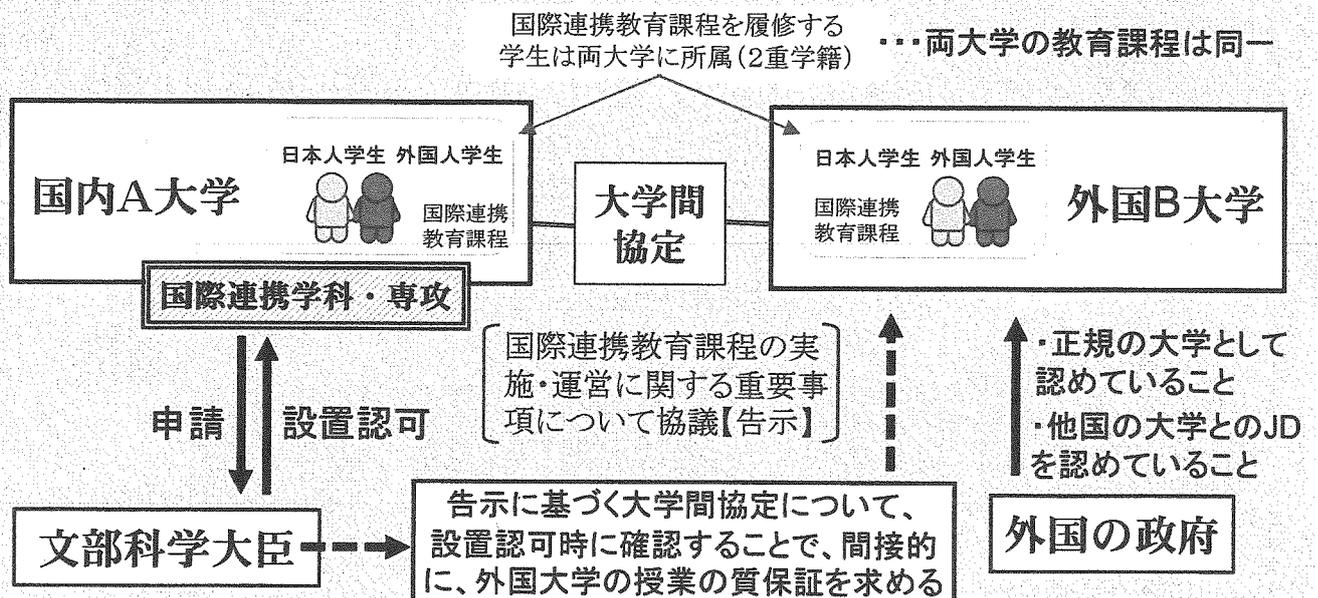
国際連携教育課程制度について

《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》

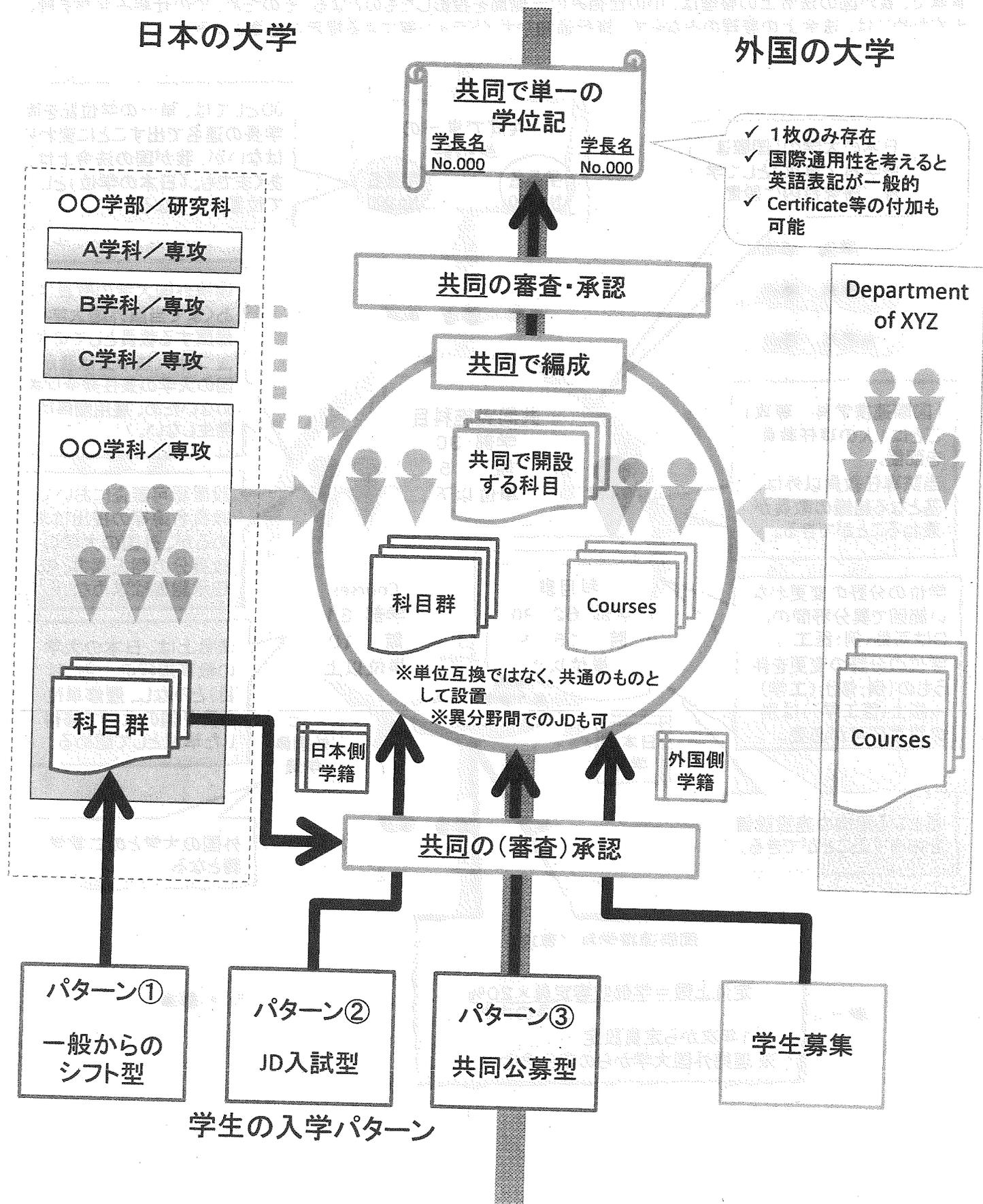


- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

JDの想定運用パターン

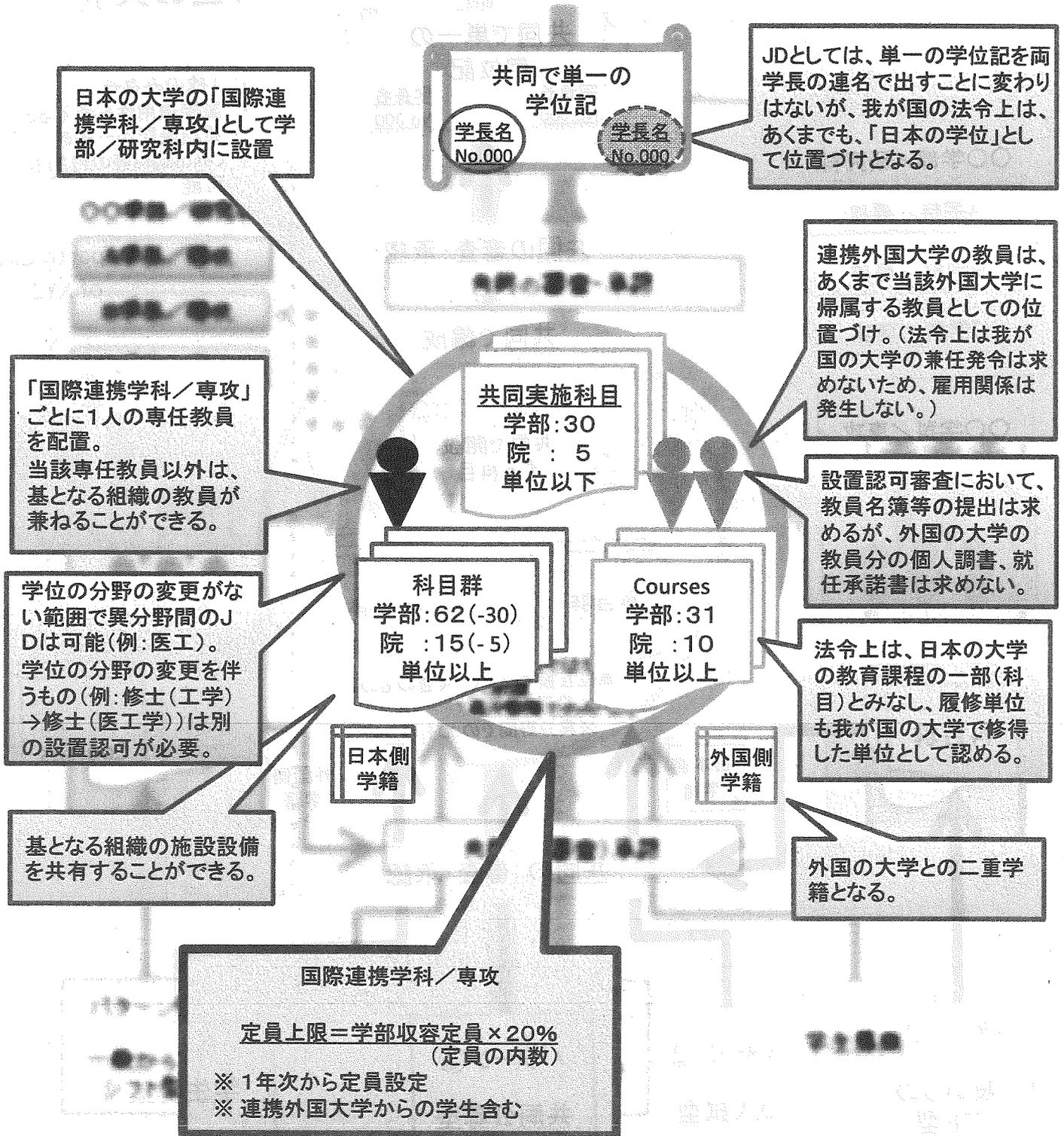
日本の大学

外国の大学



JDの想定運用パターン(我が国の法令上の整理)

我が国の法令上の整理では、法の「属地主義」に基づき、我が国の法の支配が及ぶ部分しか規定できない。その意味で、我が国の法令上の整理は、JDの仕組みの側面を投影したものとなる。そのため、JDの仕組み全体を映し出すためには、法令上の整理のみならず、施行通知やガイドライン等による提示が必要となる。



ジョイント・ディグリーに関する各種提言

(1) 中央教育審議会による提言

「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」(平成23年1月19日中央教育審議会大学分科会)(抜粋)

II 大学分科会の審議経過の概要

1. 教育の質の保証・向上について

(3) 大学教育のグローバル化に関する課題

② 海外の大学とのダブル・ディグリー等の対応

海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関し、以下の(ア)～(ウ)の課題について、順次、具体化することが必要である。

(検討すべき課題)

(イ) ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・ディグリー(複数大学が連携で学位記を授与)が可能となるような制度的な対応の検討。

(検討事項例)

- ・ 大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在り方
- ・ 教育課程、単位、学位等に関する取扱い

(今後の課題)

海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関し、「検討すべき課題」について、順次、具体化することが必要である。

なお、これらの取組に関する各大学における状況の把握と、その積極的な国際発信を通じて、教育連携の質保証に関する国際的な枠組みの作成に貢献していくことも期待される。

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(平成24年8月28日中央教育審議会)(抜粋)

8. 今後の具体的な改革方策

① 速やかに取り組むことが求められる事項

(エ) 大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である(別添3参照)。また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインターンシップ等で積極的に連携することが求められている地域社会や企業等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

(2) 閣議決定・政府会議による提言

「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

【主な取組】16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

・ グローバル社会に対応するため、我が国の大学等の徹底した国際化を広く促進し、国際通用性の向上を図る。特に、国際通用性の高い教育組織・環境を備え、国際競争力を有する拠点大学を形成するため、英語での授業の実施、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用などに取り組む大学への重点的な支援を行う。また、国際化や多様な体験活動の促進に資する秋季入学について、各大学における検討状況を踏まえた環境整備に係る支援を行う。さらに、海外大学との共同プログラムの構築等の多様な連携を促進する。

「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日教育再生実行会議)(抜粋)

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。

また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められています。そのため、国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。

- 日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質・量ともに充実したりできるよう、国は、海外のトップクラスの大学の教育ユニット(教育プログラム、教員等)の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリー¹の提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。

1 複数の大学の共同による学修プログラム修了者に対して授与される共同で単一の学位。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 25 年 2 月 27 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
初等中等教育分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
スポーツ・青少年分科会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）